

健康保険証がマイナ保険証へ移行することに伴う 要介護認定申請時の医療保険の確認方法について

1 概要

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みに移行することから、要介護認定申請における第2号被保険者等の医療保険加入の確認方法について周知するもの

2 医療保険加入の確認方法について

（1）マイナ保険証を保有している場合

①～③のいずれかの方法により確認します。

①マイナポータル内の「医療保険の資格情報画面（※1）」の提示

②医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ（※2）」の提示

③医療保険者が発行する「資格確認書（※3）」の提示

（2）マイナ保険証を保有していない場合

医療保険者が発行する「資格確認書（※3）」の提示により確認します。

◎現行の健康保険証の有効期間内であれば、健康保険証の提示で確認できます。

<参考> 医療保険加入の確認ができる書類について

※1 医療保険の資格情報画面

スマートフォン等でマイナポータルにログインして医療保険加入情報を確認できます。（「医療保険の資格情報画面」はPDF保存可能）

1 マイナポータルアプリをひらく	2 登録・ログインボタンを押す	3 暗証番号を入力する
4 マイナンバーカードを読み取る	5 ログイン後 トップページから、 健康保険証を選択	6 健康保険証ページの下部 「端末に保存」ボタンを タップして、「医療保険 の資格情報」を自身のス マートフォンにPDFを保存
7 「医療保険の資格情報」のスクリーン ショット画像または ダウンロードのファ イルをPepUp電子申請 に添付	非常時に、保存した「医療保険の資格情報」が必要になりますので、大切に保管してください！ マイナンバーカードのICチップが故障、医療機関のカードリーダーにトラブルが発生した場合、保存した医療機関の資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関を受信することができるようになります。	

※2 資格情報のお知らせ

- ・医療保険者から、マイナ保険証を保有している者等に対して交付されます。
- ・氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載されています。
- ・「資格確認書（※3）」が交付された者以外が対象となります。

※3 資格確認書

- ・医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者等に対して交付されます。
- ・氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載されています。
- ・原則として本人の申請に基づき交付されます。

- ◎「資格情報のお知らせ（※2）」及び「資格確認書（※3）」の交付方法等については、対象者が加入している医療保険者に確認してください。
- ◎医療保険の加入が確認できる書類については、オンライン資格確認システムを導入していない医療機関の受診等で必要になることが想定されますので、適切な管理をお願いします。